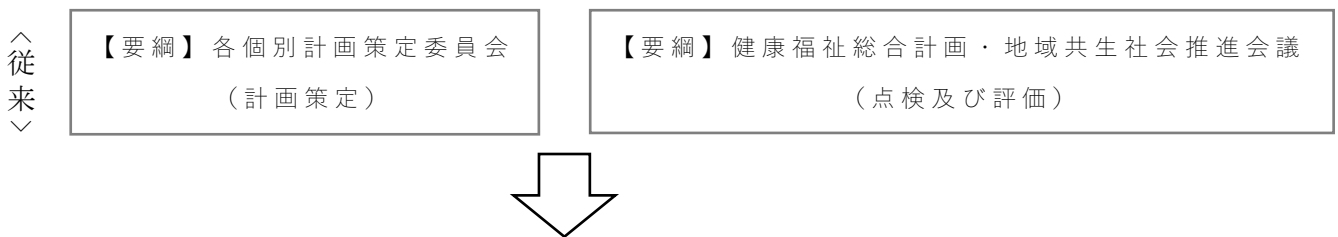


## 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例について

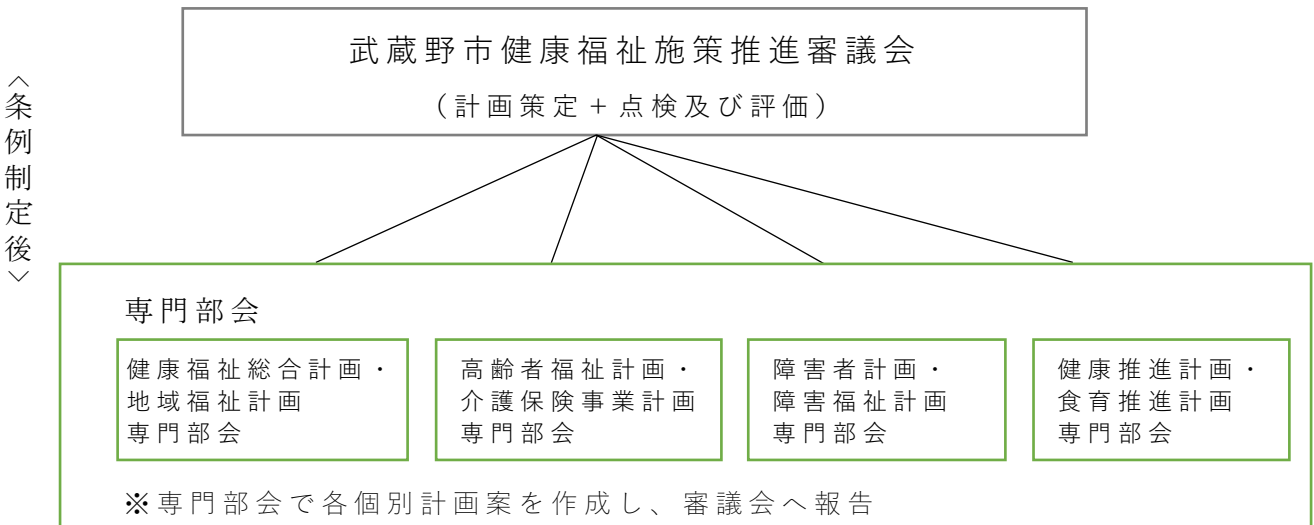
### 1 制定理由

本市における健康福祉施策をより推進するため、計画策定から進捗状況の把握、評価までを分野横断的、一体的に審議することができるよう、従来、健康福祉総合計画・地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、健康推進計画・食育推進計画に分かれていた各個別計画策定委員会と、健康福祉総合計画の実施状況の点検及び評価等を行っている健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議を統合し、新たな会議体を設置する。

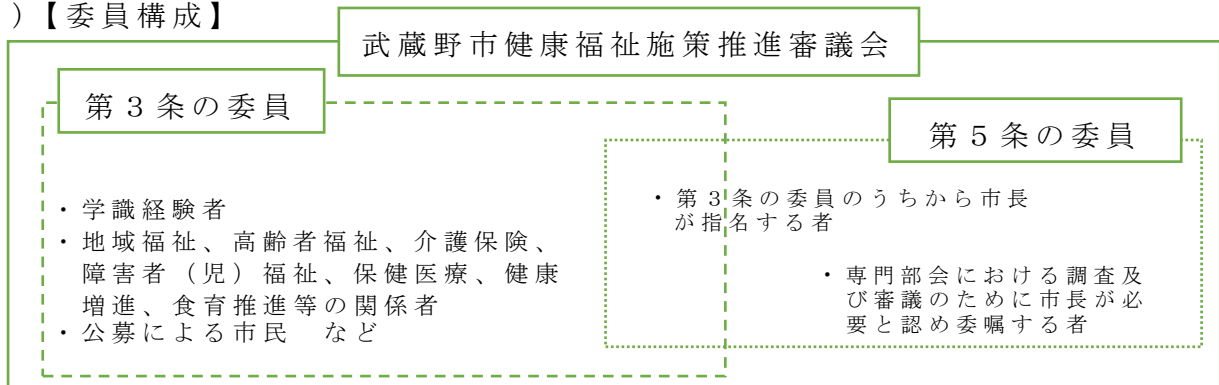
### 2 制定後のイメージ



#### (1) 【審議会・専門部会】



#### (2) 【委員構成】



### 3 施行期日 令和5年4月1日

## 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例

### (設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (専門部会)

第5条 市長は、必要に応じて審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第3条の委員のうちから市長が指名する者
- (2) 専門部会における調査及び審議のため市長が必要と認め、委嘱する者

### (報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明												
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(21)まで (略)</p> <p>(22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">日額で定める報酬額</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">財産価格審議会の委員から 民生委員推薦会の委員まで (略)</td> </tr> </tbody> </table>	日額で定める報酬額		職名	報酬額	財産価格審議会の委員から 民生委員推薦会の委員まで (略)		<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(21)まで (略)</p> <p><u>(21)の2 健康福祉施策推進審議会</u> <u>の委員</u></p> <p>(22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">日額で定める報酬額</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">職名</th> <th style="width: 50%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">財産価格審議会の委員から 民生委員推薦会の委員まで (略)</td> </tr> </tbody> </table>	日額で定める報酬額		職名	報酬額	財産価格審議会の委員から 民生委員推薦会の委員まで (略)		<p>号の追加</p>
日額で定める報酬額														
職名	報酬額													
財産価格審議会の委員から 民生委員推薦会の委員まで (略)														
日額で定める報酬額														
職名	報酬額													
財産価格審議会の委員から 民生委員推薦会の委員まで (略)														

<p>国民健康保険運営協議会の                  委員から選挙立会人まで                  (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="703 241 900 286">健康福祉施</td> <td data-bbox="900 241 1129 286">// 12,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 304 900 349">策推進審議</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 367 900 412">会の委員</td> <td></td> </tr> </table> <p>国民健康保険運営協議会の                  委員から選挙立会人まで                  (略)</p> <p>備考 (略)</p>	健康福祉施	// 12,000円	策推進審議		会の委員		<p>項の追加</p>
健康福祉施	// 12,000円							
策推進審議								
会の委員								